

令和 8 年 4 月 20 日

変 更 公 告

分任契約担当官

陸上自衛隊日本原駐屯地

第 356 会計隊日本原派遣隊長 福島 壮礎

令和 8 年 4 月 13 日付公告第 (NK2 号) の一般競争入札について下記のとおり変更します。

1 公告の変更を行う一般競争入札

- (1) 件名：日本原(8)空調設備保守点検
- (2) 場所：陸上自衛隊日本原駐屯地
- (3) 概要：日本原駐屯地における各施設の空調設備の冷・暖房開始前保守点検の実施並びに契約期間中における保守対象設備の不具合・故障時の対応

2 変更内容

仕様書第4項第2号及び第3号において、別紙のとおりパッケージ型空気調和装置並びに空調機調節装置の設置場所について追加する。

3 入札に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊日本原駐屯地 第 356 会計隊日本原派遣隊 契約班 折口
TEL：0868-36-5151 (内線 346)

4 公告掲示場所

日本原駐屯地第 356 会計隊日本原派遣隊、
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>

仕様書

仕様書番号		承認年月日	
調達要求番号		作成部隊	業務隊管理科営繕班
工事件名	日本原（８）空調設備保守点検	作成年月日	令和８年４月６日

1 役務件名

日本原（８）空調設備保守点検

2 役務場所

岡山県津勝田郡奈義町 陸上自衛隊日本原駐屯地
 11号隊舎、66号隊舎、45号庁舎、87号厚生センター
 89号食厨、94号装輪整備工場、100号警衛所、105号車両整備工場

3 役務期間

契約締結日 ～ 令和9年3月31日

4 実施概要

- (1) 本作業は、上記に示す駐屯地内にある建物内部の空調設備の冷・暖房開始前保守点検を実施する。また、役務期間中における保守対象空調設備等の不具合・故障時の緊急対応を行い、状況判断及び見積または軽微な修繕を実施する。
- (2) 空調設備冷房開始前及び乾燥設備等保守点検（機械細部規格等は、別図参照）

名称	設置場所									合計
	11号	66号	45号	87号	89号	94号	100号	105号		
水冷ウォーターチリングユニット		1基								1基
冷温水機ユニット	1基									1基
冷却塔		1基								1基
ファンコイルユニット(床置き)	56台									56台
ファンコイルユニット(天井カセット)	10台									10台
水冷ポンプ		1台								1台
冷却水ポンプ		1台								1台
制御システム	1式	1式			1式					3式
パッケージ型空調装置	14基		6基	24基	14基	17基	9基	18基		102基
片吸込みシロッコファン					13基					13基
還水圧送ポンプ					2基	2基				4基
冷温水ポンプ	2基									2基
真空給水ポンプ					1基			1基		2基
還水タンク					1基	1基				2基
フラッシュタンク	1基				1基	1基		1基		4基
蒸気ヘッダー					1基	1基		1基		3基
ドレンヘッダー					1基					1基
氷蓄熱ユニット	1基							2基		3基
フロン排出抑制法に伴う定期点検	2基	1基						1基		4基

(3) 空調設備暖房開始前及び乾燥設備等保守点検（機械細部規格等は、別図参照）

名称	設置場所									合計
	11号	66号	45号	87号	89号	94号	100号	105号		
蒸気ヘッダー	1基	1基								2基
冷温水ヘッダー	2基	2基								4基
膨張タンク	1基	2基								3基
温水ポンプ		1基								1基
給湯循環ポンプ	2基	2基								4基
排水水中ポンプ		1基								1基
真空給水ポンプ	1基	1基						1基		3基
冷温水機ユニット	1基									1基
冷温水ポンプ	2基									2基
ユニットヒーター	4基	6基								10基
コンベクター	20基	15基					4基		4基	43基
パネルヒータ暖房機	2基									2基
制御システム	1式	1式					1式			3式
パッケージ型空調装置	14基			6基	24基	14基	17基	9基	18基	102基
片吸込みシロッコファン							13基			13基

6 一般事項

- (1) 本作業は、本仕様書・図面によるほか次の基準及び関係諸規則に基づき実施すること。
- ア 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
 イ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
 ウ 建築保全業務共通仕様書
- (2) 本作業は、丁寧かつ確実に実施すること。
- (3) 請負者は、作業実施に先立ち監督官と協議のうえ、実施体制及び作業工程表を作成し、着手の1週間前までに監督官に提出、承認を得た後に作業を実施すること。
- (4) 請負者は、着手前・作業中（工程毎、特に隠蔽部分）・完了後及び監督官の指示する箇所において写真撮影を実施すること。また写真は、作業完了後速やかにA4版写真帳に整理のうえ完了後速やかに提出する。
- (5) 作業は請負者の責任施工とし、作業に際し既存施設等に損害・損傷等を与えた場合については速やかに復旧すること。
- (6) 作業に際し、仕様書・図面に明記なき事項であっても、作業上当然必要と考えられる事項及び監督官が軽微な作業事項を命じた場合においては、監督官の指示に従い実施すること。
- (7) 作業実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努めるとともに、安全管理を作業者全員に徹底させること。
- (8) 作業に必要な工具・計測機器等の器材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、請負者の負担とする。
- (9) 作業に必要な電気・水道については、監督官に申し出て、所要の手続きを行い許可する範囲において利用できるものとし、料金は請負業者の負担とする。

件名	日本原（８）空調設備保守点検	図番
図名	仕様書	1/23